

ひかくほう

News
Letter

第70号

発行所／日本比較法研究所 〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 中央大学内 ☎03-3817-7892

研究者とライブラリーの関係・断章

～そして“本”はどこへゆくのか

日本比較法研究所 所員 宮野洋一

ゼミで学生の報告をきいていると、報告者がときどき論文や本の書き手のことを「作者」とよぶことがあり、小説やエッセイじゃないんだから、そこは「著者」といわなくちゃねと訂正する場面がある。しかし考えてみると学術的著作の「著者(学者・研究者)」と小説やエッセイの「作者」は、一体何がちがうんだろうか。ここで便宜上前者を学者とよぶことにすると、第一の違いは、学者の背後には必ず必ずライブラリーが存在し、小説家・エッセイストにはそれが必ずしも存在しないあるいは存在しなくても許される、ということではないだろうか。もちろんたとえば松本清張のような社会派の作家が実際の事件を対象にしたり、司馬遼太郎が歴史小説を書くときなどは、神田の専門古書店などに頼んで対象テーマに関する本や一次資料を一気に大量に集めて読み込むことが前提になるようだから、後者の背後にライブラリーがかならずしもないわけではない。司馬遼太郎の蔵書の多さは有名で東大阪市の旧司馬邸を改造した記念館には膨大な蔵書が魅力的な配置で、ちょうど角川武蔵野ミュージアムの本が非常に広い空間3面に立体的に飾られている部屋と同じ位のイメージだ。若い人はいつぞやの紅白歌合戦で「YOASOBI」がそこをバックに演奏していたところ、といえばわかるかもしれない。また、最近の若い作家の作品には、非常にエンターテインメント性の高い作品でも、最後に詳細な文献目録があげられていて、それらに感謝の意が捧げられていることがある。しかもその目録中の本のチョイスがまた渋くて「え、こんな小難しい本を読んでこの小説を書いたの?!」と思わされることもある。中には大学院在学中に、研究からスピンオフしたものを作りにしたり、場合によって自分自身が研究の世界からスピンオフする場合もある。おっと、閑話休題。



* * * *

第二のより本質的な両者の違いは、学者(著者)は、ライブラリーに体現されるたくさんの先行研究の成果の上に立って(これを「巨人の肩の上にのる」という)なにがしかの新しい考察や分析、発見を付け加える。こうした営為が積み重なることによって学問が前進する、という構造だ。その過程では当然先人に対する適切な敬意がはらわれなければならない。それが適切な註をつける作法であり、それによって記述のどこまでが先行研究やコモン・ナリッジによるもので、どこからがその著者の独自のものかが明らかにされる。引用をし、その引用元をきちんとしめすことも同趣旨である。参考文献リストもまたここに連なる意味をもつ。手練れの書き手が読み手となるとき、彼・彼女たちは、まず問題設定と結論をきちんとおさえた上で、その本なり論文がどのような註をつけ、どのような文献を先行文献としているかをチェックする。ここまでで、その文献がもっと時間をかけて丁寧に読むべきものか否かは判明していることだろう。最近は専門雑誌の数も格段に増えたので、限られた時間の中で研究をすすめるためには、このチェックによる読むべきものの絞り込みはより重要になっている。関連する文献を無制約に参照し始めたら註と参考文献リストにわざかばかりの本文がくっつくという逆転した“論文”になってしまいかねない。そこにはもはや先人の蓄積に付け加えるべきものがあるのかどうかも判然としない。

もっとも註には少なくとも「出典註」と「補足註」という区別があり、その意味合いは異なる。「出典註」はまさに、ここまで述べてきたような先行研究や資料との関係がいかなるものかを示すものだが、後者の註の場合は、あつかっていることがらが本文で論じてしまうとメインの議論からそれてしまったり、問題の扱いのバランスがくずれてしまうといった場合に、註をいわば踊り場としてつかってバランスをとるという性質の註だからである。この場合には、時にその著作がまだまだ拡大深化する、あるいは変貌する可能性を秘めていることを示唆する場合もあることだろう。

この程度の字数のエッセイとしては註について、ややたちいりすぎた感があるが、ここで強調したかったのは、ひとつは、「作者」の生み出す作品（小説など）の背後には註に媒介されてつながっている先行研究の集合体という意味での「ライブラリー」は必須ではないということ。例えば村上春樹の『ノルウェイの森』の背後に、ビートルズのアルバム＜ラバー・ソウル＞以外に何が必要だろうか。まあ、ものによっては「先行小説」例えばアメリカのジャズ・エイジのフィッツ杰ラルドの作品群などがインスピレーションのもとになっている作品もあるかもしれない。でもそれは註によってひもづけられる「ライブラリー」などというものではもうとうないし、そうである必要もない。

* * * *

話題を変えて、私自身の場合を少しお話すると、仲間内のごく一部から「みやのライブラリー」とか「宮野文庫」とよばれるほど本を集めて部屋を埋め尽くしてきた（奥さんごめんなさい。「私の居場所がない！」いま、そのむくいを受けつつある）。その「ライブラリー」は以下のようにしてつくり上げられてきた。まずは神田や早稲田、本郷、それに高円寺、地方で学会があればあらかじめしらべた現地の古本屋など、古本屋をめぐるのが趣味だった。海外に行ってもそうで、古書店の国際的協会の Directory を頼りに、旅先でもできる限り回ったものだ。在外研究先のアメリカでは NY やボストン（残念ながら滞在していたイェール大のあるニューヘイブンでは町の規模が小さすぎてだめだった）。ハーグアカデミーなどで何度も訪れているオランダでは、アムステルダムやその他地方の都市でも書店めぐりをした。在外研究期間後半に大西洋を渡って移動した先のイギリスではロンドンの古書店街（チャーリング・クロス通り！）。古書店ではないが大型書店が充実しているのもイギリスならでは。 ジュンク堂、紀伊国屋、三省堂といった大型新刊書店があって、いまでている本はほぼすべてそこで入手できるというのは、イギリスと日本ぐらいなんじゃないかな。

あとはフランス語圏。はじめは国際書房においてあった Duchemin というパリの書店のカタログでこれは法律に関しては網羅的で、毎年版が変わると新しく出た本には星印がついてわかるようになっていたのも便利だった。のちにパリで実際の書店街（パンテオンからにぎやかな方に下っていく道の両側に並ぶ）をみると、日本でいえば有斐閣や岩波書店が、自分のところの出版物だけ置いているような感じで、使いにくい。そんな中で Duchemin だけは、これは出版社ではないので、すべての出版社を網羅していて便利だったので、それ以降はここに直行し、イメージ的には、国際法のこの棚のここからあそこまで、あとで日本に送ってね、というような買い方をしていた。フランス語ではベルギーも重要で、ブリュッセルの最高裁とベルギー王立美術館の中間にある Bruylant という出版もする書店が内装も豪華で非常に充実していた。美術も好きなので、いつもどちらを優先するか時間配分に頭をなやませたものだった。

まあ、こんなことを続けていれば家に人ではなく本が住んで、奥さんの嘆きと怒りが深まるのも必然の結果としかいえない。ダメ押しで BookFinder という主要欧米言語の新刊および古書を網羅したひどく優秀な検索注文システムなどがあらわれて、版権の切れた古典が安い値段で、しかも皮装も可、などというインドの出版物なども視野にはいってくるとこれはもう際限がない。なかには立派な皮装なんだけれど1805年刊行の Oppenheim, International Law の初版（本当は1905年と、まる100年ズれている）などという珍妙なものにも出くわして（これは単に皮の背表紙部分のみの刊行年が誤記で中は正確だった）なかなかやめられない。

* * * *

さてこのように際限なく増殖していく「ライブラリー」が単なる本の集積から、次のあらたなる研究書を生み出すもとという本エッセイの問題設定による「ライブラリー」になるには、本と人、さらに人と人の間に、英語でいうケミストリーがおこる必要がある。実はそれは、先行文献の蓄積だけからではなかなか発生しない。研究者同志が集まって、それら「ライブラリー」を糧としながら共同研究をすすめることが重要となる。そのような意味で、わが日本比較法研究所発足当初はいざ知らず先行研究の蓄積という意味でのライブラリーはすでに十分育っているので、共同研究費の使途を、今後は書籍購入に限定することなく、同じ中央大学の社会科学研究所や人文科学研究所、政策文化総合研究所などのように、もっとケミストリーにも使えるように変えていくべきだと思う。70歳をむかえるときに70号に寄稿できることを喜びつつ、最後の提言とさせていただきたく思います。永い間本当に世話をになりました。

(みやの ひろかず)

中大法曹会交流委員会の活動のご紹介

中央大学法曹会事務局 次長 中野 大地

2025年6月から中央大学法曹会（以下「当会」といいます。）の事務局次長を拝命し、交流委員会を担当させて頂くことになりました。本稿では、私の当会への参画の経緯に触れつつ、交流委員会の今後の活動についてご紹介させていただければと思います。

1. 当会への参画の経緯

まず、当会は「中央大学卒又は中央大学法科大学院卒の法曹実務家の団体」（当会HP、<http://www.chuo-u-hoso.org/>）ということですが、私は2015年12月に弁護士登録して以来、当会の存在を把握しておりませんでした。中央大学学部の出身ではなく、中央大学法科大学院を修了しただけのため、中大への愛情が足りていなかったからかもしれません。実際、執行部会に参加しますと、学部出身の先生方が多く、炎の塔など多摩キャンパスの思い出話に盛り上がるのですが、私はピンと来ていないのが正直なところです（ちなみに私が通った中大ロースクールは、曙橋のキャンパスでした）。

当会を把握していなかった不良会員の私ですが、恩義のある寺本吉男先生（令和7・8年度の当会会長）に宴会要員としてお声がけ頂き、執行部会に入りさせて頂いた次第です（若手の事務局次長の先生方は殆ど同様かもしれません）。幸か不幸か執行部会に加入したからには、中大法曹会の目的の1つである「会員相互の親睦を図ること」に向けて邁進したいと考え、交流委員会に所属しております。

2. 交流委員会の活動

さて、本題の交流委員会の活動についてご紹介いたします。

交流委員会は、中央大学の関係諸団体と交流を図り、団体相互の親睦を深めることをミッションにしています。直近の交流会実績を見ると、以下の他会と実施しています。

2023年度：中小企業診断士白門会、社労士白門会、

公認会計士白門会

2024年度：社労士白門会、公認会計士白門会

（+不動産鑑定士白門会主催のゴルフコンペ）

各交流会では、各会から講師を輩出し、交互に講演会を実施、その後、懇親会に移行する流れとなります。当会から約20名、他会から約20名の40名前後が参加す

ることが多く、大変盛況となっています。2025年度についても、10月に社労士白門会との顔合わせ、11月に公認会計士白門会・不動産鑑定士白門会との顔合わせ、行政書士白門会との顔合わせを実施しまして、2026年早々から各会との交流会を順次開催する運びとなっております。当会HPにおいて、できるだけ交流会のご案内や交流会実施の活動報告を写真付きで掲載していきたいと思いますので、是非ご覧いただき、できればご参加頂けますと幸いです。



3. 所感

顔合わせの場だけでも、他士業の先生方とざっくばらんにお話できる機会は、大変有意義なものでした。過去の交流会の集合写真を見ると、ベテランの先生方が多いように見受けられますが、若手の先生方こそ、こういった機会を大事にすべきように思われますので、若手参加率を上げたいというのが個人的なミッションです。年度によっては、登録15年以内の参加者に限定したこと也有ったのですが、まずは中大ロースクール同期あたりから声がけするなど、スマールステップから始めていきたいと思います。

交流委員会としての稼働はこれからが本番ですが、先輩方の豊富な経験と、多様なバックグラウンドを持つ会員の皆様の力を借りしながら、交流会を通して研鑽を図りながらも、折角なので楽しみながら臨んでいきたいと考えています。多くの会員の皆様とお会いできることを楽しみにしております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

（なかの だいち）

「現代中国監察制度論」について

日本比較法研究所 所員 通山昭治

私は45年余りにわたり一貫して、外国法（地域）研究として現代中国（中華人民共和国）法（史）の学術的な専門研究を行ってきた。中大に赴任してから近年は、現代中国の司法の「独立」や「憲政」の問題などにくわえ、後述の「党憲」体制、監察制度等を中心に研究を地道に進めてきた（なおそのほとんどを比較法雑誌に掲載してきた）。

いわゆる「党憲」体制では、日本の戦前のいわば「典憲」（皇室典範と大日本帝国憲法）体制のひそみにならいつつ、中国共産党（以下「党」という）の党規約と中国憲法をはじめとする党内法規と国家の法律法規などからなる「党憲」体制を仮説的に設定した。それは一般に中国国外の地域研究における「党国」体制、中国大陸における「党政」体制などのいわば法学版であり、その解明自体を法学の立場からめざすものである。

他方で、監察制度は現代中国のような「社会主義」国家では、党を中心とする監察制度が主流であり、党の規律検査（以下「規検」という）委員会（以下「委員会」を「委」と略称する）やパワーアップした党の監察委单一体制が「文化大革命」期の一時期を除き一貫して存続してきた（前史その1）。

国家レベルでは、1949年10月の建国時から1950年代（の59年4月）までと改革開放期の1986年12月から2018年3月、少なくとも1993年のはじめまでは、一貫して旧ソ連流の計画経済体制に対応した党が主導する社会主義的な行政監察制度が採用されてきた（前史その2）。

それが習近平2期目の「新時代」の2018年3月以降、行政監察から国家監察へ対象と権限などが大幅に拡大強化された。

私は上記の課題を主な対象とする「現代中国監察制度論」の追究を目下続けている。それまで、国家の行政監察が存在しない時期等には、党の監察制度自体をたんなる規検機関から、党員の国家の法律法規の遵守にたいする積極的な介入を含む強力な監察委などへと権限が拡大されることはあっても、建設途上の国家レベルでは行政監察の存続時でも行政勤務員にたいする行政規律監察の域を基本的にでることはなかった。

ところが、習近平の「新時代」では党の全面的な指導下、国家レベルで行政内部の自己監察の枠を大きく超えて監察機関の対象と権限が拡大された点に最も重要な特色がある。

一方で、行政監察の時代の計画経済対応をこえて、市場経済化にシフトした1993年以降（ここで、前述の前史その1とその2の2つが「合流」する、以下

「2つの前史の合流」という）、党の規検機関と行政監察機関が事实上「一体化」した党政「合署辦公」（規検監察機関という1つの組織・規検委と監察機関という2つの看板）という扇の要が樹立

され、2018年3月以降の国家監察化でもそれは維持され（規検委監察委）、今日に至っている（「2つの前史の合流」の継続「発展」）。

つまり、1993年からの上記の党政「合署辦公」では「新時代」においてやはり不十分であり、党の全面的な指導下の国家レベルで、2018年3月以降行政内部監察の枠を大きく超えた国家監察委（中央）と地方各級監察委の創設へとシステム転換がなされたことで、「監察と司法の関係」の一部等に「ゆらぎ」が生じうるようになった。

「2つの前史の合流」（扇の要）の継続「発展」（「現代中国監察制度論」）にさいして、司法機関の責任主体としての独立のもとで、司法機関に位置づけられる検察機関から約2万人の検察官等（44151人の検察要員）が監察機関に配転された（いわば「ヤメ検」の監察官化等）。本来は検察機関や公安（警察）機関が担当すべき職務犯罪にたいする捜査にかえて、それらの似姿を一部で踏襲しつつ監察機関が調査権等を法により行使し、刑事裁判手続の起点としての起訴意見書までもが監察機関によって作成されたうえで、起訴審査のために検察機関に移送する体制が構築された。

この「ゆらぎ」等は、中国の古代（近代以前）の監察制度などへの先祖返りとみられる側面もあり、監察と司法の関係、いわば「近代化」をとび越した中国式現代化の問題につながる興味深い論点である。

さて、拙稿「現代中国監察制度論」（法学志林122卷4号、2025年3月）・「続現代中国監察制度論」（比較法雑誌59卷1号、同年6月）などでは、近代以前の中国の監察制度が諫言と糾察という2つの柱から基本的になることをうけて、弾劾等である後者の糾察は行政と未分離の「司法」の領域に「越境」して接続する傾向性がみられた。

また、監察委の内部関係（二重の政治性）・外部関係（監察と検察の接続）にふれたうえで、党政「合署辦公」の由来、党による監察と例外的な「反監察」



や孫文の「五権憲法」、特定項目報告・指導的事件例にもふれた。

そして、監察法と刑法の接続などの問題のほかに、2018年改正憲法および同年の監察法等により、現代中国の監察委などには、職務の違法にたいする弾劾権等（政務処分権）にくわえ、刑法の101の罪名の職務犯罪にたいする調査権を監察機関が行使するにあたっては、監察機関による量刑建議を含む（公安・検察機関のみが担ってきた）起訴意見書の作成などにより、検察の量刑建議権、ひいては法院の量刑決定権などの刑事裁判にかかわる重要な司法権限の一部に事実上一定の影響を与えるおそれ（「ゆらぎ」）が存在することになった。

とくに、改革開放期の1986年12月に再建された行政監察では、1993年以降の本格的な市場経済期には監察部などの廃止というよりも、逆にその強化のために党政「合署辦公」（扇の要）が樹立された。ここでも党の監察が中心であり、2018年3月以降の国家監察でも国家の位置づけが強化されたものの、党と国家の非対称性は若干縮小しつつも継承され「発展」をとげた。

そもそも被調査者が出頭しないと始まらないなかで、刑事訴訟法との接続が問題になる監察調査措置にたいして、2024年の改正監察法において、①強制出頭、②調査待機命令と③管理保護の3つの監察強制措置があらたに追加された。すなわち、「目下監察調査の過程において、監察機関は談話・尋問・質問」・①強制出頭・②調査待機命令・期間がさらに延長された留置・③管理保護、「調査のための照合・凍結・捜索・調査のための証拠取得・封印・差押え・検証検査（見分）・鑑定・技術調査・指名手配・境界脱出制限の18の調査措置を講じることができる」¹とされた。

はじめに、2024年改正監察法第21条の被調査者の①強制出頭は、「人身強制性がもっとも弱く、期間が最短でかつ適用において優先性をもつ」²監察強制措置であり、刑事訴訟法の「拘傳」（拘引）がとくにその期間においてモデルとなった³という。

ついで、同法第23条の②調査待機命令は、刑事訴訟法の「居住監視」がモデルとなり、「いまだに留置措置を講じられていない被調査者にしかるべき監督管理措置が欠けている問題を解決すると同時に、留置措置の適用を減少させ」⁴るものとされた。

1 馬懷德主編『新編「中華人民共和国監察法」理解与適用』（2025年2月、人民出版社、以下馬理解という）14-15頁。

2 秦前紅主編『「中華人民共和国監察法」解説与適用』（2025年2月、法律出版社）87頁。

3 同上。

4 馬理解、92-93頁。

さらに、同法第25条の③管理保護は、刑事訴訟法の「刑事拘留」がモデルである。「管理保護は人身の自由を短期的に制限する1種の手段であり、刑事訴訟における『刑事拘留』の功能と相似し、両者はいずれも正式の拘禁措置（「逮捕」=拘置など）の対局において用いられる」⁵という。

具体的にはまず、①強制出頭措置の期間は「拘引にかんするわが国の『刑事訴訟法』の規定」（第119条）を参照して、12時間・24時間⁶とされた。はじめに、①の適用「目的は、深刻な職務の違法または職務犯罪の嫌疑がかかる被調査者を強制して調査を受けさせることである」とされた。すなわち、i「強制出頭はただ管理保護、留置措置がいまだに講じられていない被調査者に適用するだけであり」、「すでに管理保護、留置措置が講じられた被調査者には、直接調査」を行うので、「強制出頭措置を講じる必要はない」い。iiここでの「調査」とは、「被調査者にたいして談話または尋問」を実施し、「比較的長い期間の調査をくり広げることではない」⁷とする。

ついで、②調査待機命令措置は、相似する「『保証を立てての審理待機』にかんする『刑事訴訟法』の規定」（第79条）を参照して、最長で12ヵ月となつた⁸という。

さらに、③管理保護措置は、「拘留にかんする『刑事訴訟法』の規定」（第91条）を参照し、その3日以内、1日～4日の延長可を、7日以内、1日～3日の延長可とされた⁹。

なお、あらたに設けられた監察要員にたいする④謹慎（7日以内、第64条）については、「拘置所条例」、「監獄法」、1995年の旧「人民警察法」、2011年改正の「公安機関督察条例」など¹⁰に規定がある。

王論文では、元来④の謹慎は軍隊内部における「1種の懲戒措置であり、わが国では警察の謹慎、監察の謹慎の2種の新型の謹慎類型」の発展がみられた¹¹という。

5 同上、102頁。なお管理・監護を意味する「管護」は「耕作地の管理・保護、林業区の管理・保護など」で用いられた（田坤・侯天豪「論監察「管護」」措施的立法基礎、制度定位及実施施路径」（『党内法規研究』、第4卷第1期、2025年1月、115～121頁、115頁）という。

6 馬理解、181頁。

7 同上、181-182頁。

8 同上、183頁。

9 同上、184頁。

10 同上、270頁。なお、「公安機関実施停止執行職務和禁閉措施の規定」（2012年修訂）第7条で「謹慎の期間は1日以上7日以下とする」。

11 王小光「監察禁閉的制度機理与規範構造」（『上海政法学院学報（法治論叢）』、2025年第3期、136-150頁、以下王論文という）137頁。

要するに、12等級の法官・検察官にたいして、警察（捜査）官と同等の13等級の監察官（規検監察幹部）等を主要な構成要員とする現代中国監察（規検監察）制度の特質のなかにこそ習近平「新時代」の本音の一部が垣間見られるのである。

（とおりやま しょうじ）

所員会の開催について

10月17日（金）に第31期第6回所員会がWeb会議にて開催され、商議員選挙が実施されました。その結果、第32期商議員として
佐藤信行所員、猪股孝史所員、森光所員、小宮靖毅所員、川田知子所員、牛嶋仁所員、鈴木博人所員、西村暢史所員、以上8名の先生方が選出されました。任期は、2025年11月16日から2027年11月15日、の2年間となります。

所員会ではこのほか、次年度の研究計画、予算案などが審議・承認されております。

次年度の主な研究計画は以下となります。

刊行計画

- 研究叢書（4件）、資料叢書（1件）
- 比較法雑誌（60巻1～4号）

国際交流計画

- 外国人研究者招聘8件（アメリカ、ドイツ各2件、イギリス、イタリア、オランダ、ポーランド各1件）

国際シンポジウム等

- 日本比較法研究所第7回シンポジウム
このほかにも複数の国際シンポジウムが計画されております。詳細が決定され次第、順次当研究所ホームページ等にてご案内いたします。

※中央大学法曹会の先生方も是非ご参加ください。

最近の講演会・スタッフセミナー

最近開催された講演会・スタッフセミナーをご紹介します。



▽ PD Dr. Karin Schulze Buschoff（カリン・シュルツェ・ブショフ）/ ドイツ経済・社会学研究所（WSI）労働市場政策部門主任研究員

2025年10月7日（火）茗荷谷

キャンパスにて開催

European Social Policy 「ヨーロッパ社会政策」

▽ Prof. Dr. Joachim

Englisch（ヨアヒム・エングリッシュ）/ ミュンスター大学法学部教授



2025年10月14日（火）茗荷谷

キャンパスにて開催

International effective minimum taxation (GloBE)
「グローバル・ミニマム課税 (GloBE)」

▽ 金 祥洙（キム・サンスウ）

/ 西江大学校法学専門大学院教授



2025年10月21日（火）駿河台

キャンパスにて開催

The Intersection of Tradition

and Law in Korea: Focusing on the Kinship Organization

「韓国における伝統と法の交錯——宗中なる血縁団体を中心に」

▽ Dr. Ganna Yudkivska（ガンナ・ユドキウスカ）/ 国連恣意的拘禁作業部会議長



2025年11月4日（火）

駿河台キャンパスにて開催

The UN Working Group on
Arbitrary Detention: Current Developments and
the Situation in Japan 「国連恣意的拘禁作業部会の現在と日本」

編集後記

本号も多彩な玉稿が揃いました。執筆者と事務室に感謝申し上げます。比較法に関心を有する読者諸賢は、宮野教授と通山教授の玉稿を楽しまれたことと思います。本学法曹会交流委員会には、法曹会会員と所員間の交流の機会も期待しております。海外からの本学訪問研究者の講演は、法曹会にも案内しております（申請書にチェック欄あり）が、海外諸大学から承っている本学出身法曹との連携依頼についてもお伝えする機会を窺っております。（牛嶋記）